

2010年5月19日
株式会社みずほコーポレート銀行

中国向け送金に係る新サービス取り扱い開始について

株式会社みずほコーポレート銀行（頭取：佐藤康博）は、このたび日本から中国への送金に関わる新サービス「ドローバック送金」(*)の取り扱いを開始し、第一号の送金を実行いたしました。このサービスにより、送金受取人は事前に確定された人民元額を受け取ることが可能となります。

当行では2010年4月より、日本と中国試行地域内の試行企業及び非試行企業のうち個別に許可された企業を対象にした人民元建取引に係る各種サービス（人民元建決済、為替取引、人民元預金）の取り扱いを開始済ですが、今般の新サービスにより、試行地域外の企業に対しても事前に人民元額を確定させた送金を実施することが可能になります。

本サービスは、当面の間、当行からみずほコーポレート銀行（中国）有限公司〔本店（上海）・北京支店〕向けの取り扱いとなりますが、順次中国での取り扱い拠点を拡大していく予定です。人民元建取引に係る各種サービス（人民元建決済、為替取引、人民元預金）と合わせて、お客さまの中国での資金決済ニーズにさらにきめ細かく対応していきます。

以上

(*)中国向け「ドローバック送金」

中国への送金は、上記の人民元建決済を除き人民元建での取り扱いが出来ないことから、通常、円やドルで送金し、資金が中国に到着し入金手続きが完了した時点で人民元に交換しています。そのため、送金受取人の最終的な人民元受取額の確定は現地での入金手続き完了後になります。

本送金は、送金実行前に人民元と決済通貨の交換レートを決定することにより、送金受取人は事前に確定された人民元額を受け取ることが可能となるサービスです。